

共済組合と互助会間の組合員資格情報等の共同利用について

香川縣市町村職員共済組合(以下「組合」という。)は、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 112 条に基づき、組合員(任意継続組合員を除く。以下同じ。)及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)の健康の保持増進のため福祉事業を実施しています。

また、一般財団法人香川縣市町村職員互助会(以下「互助会」という。)は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業の実施義務の趣旨に基づき各種給付を行っています。

組合と互助会は、組合員等全員が互助会に加入していることもあり、互助会給付事業の円滑な運営と所属所担当課の事務負担の軽減を図るため、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 27 条第 5 項第 3 号の規定に則り、組合員の資格情報、住所情報、口座情報及び給付情報の一部を共同利用しますので、同号の規定に基づき下記のとおりお知らせします。

記

1 共同して利用する個人データの項目

(1) 資格情報

氏名(カナ)、氏名(漢字)、生年月日、組合員証記号・番号、組合加入日、性別、資格取得事由、資格取得日、資格喪失事由、資格喪失日、職種、所属所名、部課署番号

(2) 住所情報

郵便番号、住所コード、住所 1、住所 2、住所 3、住所 2(カナ)

(3) 口座情報

銀行番号、支店番号、口座番号、預金種目、送金区分

(4) 給付情報

育児休業手当金、介護休業手当金、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料

2 共同して利用する者の範囲

(1) 組合

(2) 互助会

3 利用する者の利用目的

(1) 組合

組合員等の健康の保持増進

(2) 互助会

給付事業の円滑な運営及び所属所担当課の事務負担の軽減を図る。

4 個人データの管理責任者

(1) 名称

香川縣市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づく個人情報保護管理者
(香川縣市町村職員共済組合事務局長)

(2) 住所

香川県高松市福岡町二丁目3番4号

5 代表者

香川縣市町村職員共済組合理事長 大西秀人

6 共同利用を希望しない場合

共済組合総務課までご連絡ください。

電話：087-851-6678